

# 令和7年度 介護サービス事業者集団指導資料

## 特定施設入居者生活介護

札幌市保健福祉局 介護保険課(事業指導担当)

# 目 次

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1 運営指導と監査について            | P3  |
| 2 運営基準について               | P4  |
| 3 介護報酬について               | P13 |
| 4 介護職員等処遇改善加算について        | P18 |
| 5 高齢者虐待防止に関する取組・身体拘束について | P22 |
| 6 根拠法令及び通知等              | P28 |
| 7 変更の届出、加算の届出、廃止・休止の届出等  | P29 |

## 1 運営指導と監査について

札幌市では、利用者の自立支援や尊厳の保持を念頭に置き、介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求に関する事項について、その周知徹底と遵守を図ることを指導の方針としています。

### (1) 運営指導

- 事業所において書類の確認や管理者からのヒアリングを行います。
- 関係法令や指定基準を遵守した運営が行われているか確認します。適切な運営が行われていない場合は、是正するよう指導します。
- 各種加算について、算定要件を満たしているか確認します。不適切な報酬請求が行われていた場合は、過誤調整が必要となります。

### (2) 監査

- 重大な違反や報酬の不正請求などが疑われる場合に監査を行います。
- 監査の結果、不正の事実が確認された場合は、改善勧告・命令、指定の一部又は全部の停止や取り消し等の行政処分を行います。
- 運営指導において、利用者の生命の危険や報酬請求における不正が疑われる場合は、監査に切り替わることがあります。

#### ・札幌市介護保険施設等指導監査要綱(令和6年5月13日改訂)

札幌市ホームページに掲載しています。

[https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/documents/r6\\_5\\_sidoukansayoukou.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/documents/r6_5_sidoukansayoukou.pdf)

※ 高齢者虐待が疑われるなどの理由により、あらかじめ通知することで日常のサービス提供状況を確認することができないと認められる場合は、事前通知せず運営指導の開始時に文書を通知することで実施することがあります。

## 2 運営基準について

### 1 特定施設入居者生活介護の人員基準について

(札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年2月26日条例第8号、以下「基準条例」という。))第218条、第219条)

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号、以下、「基準省令」という。))第175条、第176条)

#### 人員基準

| 職種        | 特定施設の指定を受ける事業所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 介護予防とあわせて特定施設の指定を受ける事業所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理者       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤</li> <li>・専従(ただし、当該特定施設の管理業務に支障がない場合は兼務可)</li> <li>※当該特定施設の他の職務に就く場合や、他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に就く場合で、その職務従事時間帯も当該特定施設の事象を適時適切に把握ができ、管理指揮命令に支障がないときは兼務可能</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                        | 左に同じ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 生活相談員     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上</li> <li>・1名以上は常勤</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者の合計数が100又はその端数を増すごとに1以上</li> <li>・1人以上は常勤</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 看護職員、介護職員 | <p><b>[共通]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上</li> </ul> <p><b>[看護職員]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の数が30以下の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上</li> <li>・<u>総利用者数が31以上の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、利用者の数から30を減じた数を50で除して得た数(その数に1未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた数)に1を加えた数以上</u></li> <li>・1人以上は常勤</li> </ul> <p><b>[介護職員]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人以上は常勤</li> <li>・常に1以上確保されていること</li> </ul> | <p><b>[共通]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数を3で除して得た数(その数に1未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた数)以上</li> <li>・看護介護それぞれ1人以上は常勤でなければならない(ただし、介護予防サービスのみを提供する場合の宿直時間帯においては、いずれかの職種のうち1人が常勤であれば足りる)</li> </ul> <p><b>[看護職員]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総利用者数が30以下の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上</li> <li>・総利用者数が31以上の指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、利用者の数から30を減じた数を50で除して得た数(その数に1未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた数)に1を加えた数以上</li> <li>・1人以上は常勤(ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する</li> </ul> |

|         |                                                                                                                                                          |                                                                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |                                                                                                                                                          | 場合の宿直時間帯については、この限りでない)<br>[介護職員]<br>・常に1以上の介護職員が確保されること<br>(ただし、介護予防サービスのみを提供する場合の宿直時間帯においては、この限りではない) |
| 機能訓練指導員 | ・1以上<br>・同施設内の他職種と兼務可<br>・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、他の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6か月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。) | 左に同じ                                                                                                   |
| 計画作成担当者 | ・1以上(利用者の数を100で除して得た数(その数に1未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた数)を標準とする。)<br>・専従(支障がない場合は施設内他職種と兼務可)<br>・介護支援専門員資格を有する者                                                | 左に同じ                                                                                                   |

※利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

※前年度の平均値は、前年度の各日の利用者を合計し、前年度の全日数で除した数とする。

[補足]上表の下線部を簡略的に示すと次のとおり

| 総利用者数                       | 看護職員人数(常勤換算) |
|-----------------------------|--------------|
| 30人以下                       | 1.0以上        |
| 31人以上80人以下                  | 2.0以上        |
| 81人以上130人以下                 | 3.0以上        |
| 利用者人数50人ごとに看護職員を常勤換算で1.0加える |              |

### 生産性向上に取り組む施設における看護職員及び介護職員の員数の柔軟化

(基準条例第218条第10項)(基準省令第175条第9項)

次に掲げる要件をいずれも満たす場合は、看護職員及び介護職員の人員基準が

| 利用者           | 介護職員(+看護職員) |   | 利用者           | 介護職員(+看護職員) |
|---------------|-------------|---|---------------|-------------|
| 3<br>(要支援は10) | 1           | ⇒ | 3<br>(要支援は10) | 0.9         |

となります。

(1) 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(介護機器)の定期的な点検

- オ 特定施設従業者に対する研修
- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
  - (3) 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
  - (4) 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。
  - (5) (1)～(3)の取組開始後、3月以上試行(試行期間中は通常の人員配置基準を遵守し、一定数の職員は施設内待機し試行を実施)し、試行前後を比較し(4)を確認したうえで、札幌市に届出を行うこと。

## 2 サービス提供の記録について

(基準条例第224条)(基準省令第181条)

特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称、終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならないとされています。また、サービスの提供にあたっては、提供した具体的なサービス内容等を記録しなければなりません。

### (1) よくある指摘事項

・被保険者証に入所年月日、入所している施設の種別及び名称が記載されていない。

運営指導において、入所者の被保険者証に記載がされていない事例がありました。サービスの利用開始時及び利用終了時には赤枠の欄を記載してください。

| (一) 介護保険被保険者証                                                                           |                                   | (二) 介護保険被保険者証                                                                                           |  | (三) 介護保険被保険者証                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">介護保険被保険者証</div> |                                   | 要介護状態区分等<br>認定年月日<br><small>(事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)</small><br>認定の有効期間<br>在宅サービス等<br>(うち経費支給<br>施設基準額) |  | 給付制限<br>内 容<br>開始年月日<br>終了年月日<br>開始年月日<br>終了年月日<br>居宅介護支援事業者<br>費しくは介護予防支援<br>事業者及びその事業所<br>の名称又は施設名称<br>支援センターの名称<br>開始年月日<br>終了年月日<br>介護保険被保険者<br>種別<br>入所等年月日 年 月 日<br>退所等年月日 年 月 日<br>種別<br>入所等年月日 年 月 日<br>退所等年月日 年 月 日<br>種別<br>入所等年月日 年 月 日<br>退所等年月日 年 月 日 |  |
| 被 保 険 者                                                                                 | 番 号<br>住 所<br>フリガナ<br>氏 名<br>生年月日 | 認定番号<br>の意見及び<br>サービスの<br>提供の指定                                                                         |  | 介護保険被保険者<br>種別<br>入所等年月日 年 月 日<br>退所等年月日 年 月 日<br>種別<br>入所等年月日 年 月 日<br>退所等年月日 年 月 日<br>種別<br>入所等年月日 年 月 日<br>退所等年月日 年 月 日                                                                                                                                         |  |
| 交付年月日<br>保険者番号<br>並びに<br>保険者の名称<br>及び印                                                  |                                   |                                                                                                         |  | 介護保険被保険者<br>種別<br>入所等年月日 年 月 日<br>退所等年月日 年 月 日<br>種別<br>入所等年月日 年 月 日<br>退所等年月日 年 月 日                                                                                                                                                                               |  |

・入浴記録が漏れており、週2回以上の入浴がされているか確認できない。

基準条例第228条第2項において、「指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。」と定められていますが、入浴記録の漏れがあり週2回以上の入浴が確認できない事例がありました。提供したサービスは必ず記録を残し、入居者の体調不良や拒否による中止の場合も記録に残してください。

## 3 避難訓練について

(基準条例第237条で準用する第110条)(基準省令第192条で準用する第103条)

避難訓練は年2回以上、うち1回は夜間想定での実施が必要です。

### (1) よくある指摘事項

・消防法に基づく避難訓練が適正に行われていない。

運営指導において、「避難訓練を1回も実施していない」、「1回のみ実施した」、「2回実施したが夜間想定の実施がない」といった事例が散見されています。消防法に違反する場合は法令違反となり、文書指導の対象となります。消防法を遵守した運営を行ってください。

## (2) 根拠

○消防法施行規則第3条第10項

「令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ又は(十六の二)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第三条の二第二項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。」

※有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームは(六)項に該当

○社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日付社施第107号 6-(1))

「避難訓練は最低年二回以上実施することとなっているが、この実施に当たっては消防機関の協力を得て行うよう努め、特に自力避難困難者の避難・救出訓練及び夜間における避難に重点を置いた訓練等実態に即した訓練を定期的に実施すること。」

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta8302&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta8302&dataType=1&pageNo=1)

○札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第9-5

事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。

## 4 非常災害対策について

(基準条例第237条で準用する第110条)(基準省令第192条で準用する第103条)

非常災害に関する具体的計画(消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。訓練は、地域住民の参加が得られるよう努めてください。

### (1) よくある指摘事項

- ・風水害等の避難確保計画が策定されていない。
- ・風水害等の非常災害対策計画を策定しているが、対策訓練を実施していない。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、札幌市水防計画及び札幌市地域防災計画(土砂災害対策編)に定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、「避難確保計画」の作成、避難訓練の実施が義務付けられています。水防法や土砂災害防止法に違反する場合は法令違反となり、文書指導の対象となります。有事の際に計画通り対応可能か、定期的に計画に基づいた訓練を行ってください。

作成対象事業所は札幌市避難確保計画作成支援システムにて、計画の提出、訓練の実施報告を行ってください。

<https://hinankakuho.city.sapporo.jp/login>

- ・災害時に備え、食料、飲料水等の備蓄を行っているが、量が不足している。少なくとも3日以上備蓄すること。

発災時、ライフライン復旧まで3日かかると言われています。食料品は入居者の身体状況などに合わせてご用意ください。飲料水は1人当たり1日1.5～2リットル必要です。ライフラインが停止した場合を想定し、ガスコンロや調理器具、毛布やポータブルストーブなどの防寒用品なども準備し、災害に備えた備蓄を行ってください。

### (2) 根拠など

○水防法第15条の3

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2

○札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針第9-5、第9-8

○参考「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日老高発0909第1号厚生労働省老健局課長連名通知)

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyo/okushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000153991.pdf>

## 5 業務継続計画(BCP)の策定について

(基準条例第237条で準用する第32条の2)(基準省令第192条で準用する第30条の2)

事業者に対しては、非常災害対策計画のほか、業務継続計画の策定が義務付けられています。非常災害対策計画と業務継続計画の違いは以下のとおりです。

非常災害対策計画: 火災や水害など非常災害に**即時的**に対処するための計画。

業務継続計画: 非常災害や感染症の発生時において、利用者に対するサービスの提供を**継続的に**実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画。

従業者に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的の実施し、必要に応じて計画の見直しを図ってください。

### (1) 留意事項

ア 研修及び訓練は、すべての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

イ 計画には次の項目を盛り込むこと。なお、感染症に係る業務継続計画や指針、災害に係る業務継続計画、非常災害対策計画について、対応する項目を適切に設定している場合は、一体的に策定することとして差し支えない。

#### (ア) 感染症

a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等)

b 初動対応

c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

#### (イ) 非常災害

a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)

b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)

c 他施設及び地域との連携

ウ 研修は、計画の具体的内容の共有や平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うものとし、定期的(年2回以上)な開催のほか、新規採用時にも別途行い、研修内容は記録すること。感染症の予防及びまん延防止の研修と一体的に実施しても良い。

エ 訓練は、発生時に迅速に行動できるよう、計画に基づき役割分担の確認や発生時に実践するケアの演習などを定期的(年2回以上)実施すること。感染症の予防及びまん延防止の訓練や非常災害対策に係る訓練と一体的に実施しても良い。訓練は机上を含め手法は問わないが、机上と実地を適切に組み合わせて行うこと。

### (2) よくある指摘事項

・業務継続計画(BCP)の研修、訓練が実施されていない。(感染症、非常災害の一方しか実施していない)

・業務継続計画(BCP)の見直しが行われていない。

研修、訓練は感染症、非常災害それぞれ1回以上、合計年2回以上実施する必要があります。研修は各事業所で作成している計画を用いて行うことも必要です。

訓練は避難訓練を業務継続計画の訓練と誤認している事業所がありました。避難訓練は発生時の訓練、業務継続計画の訓練は発生後のサービス提供の継続や業務再開に向けた動きの訓練となります。訓練の実施により計画の改善点が見つかることは多いので、適宜、計画の見直しも行ってください。

### (3) 参考

○介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

## 6 協力医療機関について

(基準条例第234条)(基準省令第191条)

利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める必要があります。協力医療機関との対応確認や届出等が昨年度より追加されています。

### (1) 令和6年度からの追加事項

ア 次の要件を満たす医療機関とすること(努力義務)。

- ・利用者急変時、医師等が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ・施設から診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で急変時対応の確認を行うこと。また、協力医療機関の名称等を札幌市に届け出ること。

ウ 第二種協定指定医療機関と、新興感染症の発生時対応を取り決めること(努力義務)。

エ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、新興感染症の発生時対応について協議を行うこと。

オ 利用者が入院後、病状が軽快し退院可能となった場合は、速やかに再入居させることができること(努力義務)。

### (2) 留意事項

・連携する医療機関は、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟を持つ医療機関等の在宅医療を支援する地域の医療機関が想定される。

・札幌市への届出はHPを参照

<https://www.city.sapporo.jp/kaigo/kyouryokuiryokikan.html>

## 7 口腔衛生の管理について(努力義務、令和9年4月1日義務化)

(基準条例第228条の2)(基準省令第185条)

利用者の口腔の健康保持、自立した日常生活のため、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う必要があります。(令和9年3月31日までは努力義務)

### (1) 手順

ア 当該施設において、歯科医師又は歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、施設介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。

イ アの技術的助言及び指導に基づいて、以下の事項を記載した計画を作成(同計画に相当する内容を特定施設サービス計画に記載することでも良い)し、必要に応じて定期的に計画を見直すこと。

- ・助言を行った歯科医師
- ・歯科医師からの助言の要点
- ・具体的方策
- ・当該施設における実施目標
- ・留意事項・特記事項

### (2) 留意事項

医療保険における歯科訪問診療料が算定された日に、技術的助言や指導を行う場合、歯科訪問診療の実施時間以外の時間帯に行うこと。

### (3) 計画様式

(別紙6-2)口腔衛生の管理体制についての計画(特定施設)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001228019.docx>

## 8 衛生管理等について

(基準条例第237条で準用する第111条)(基準省令第192条で準用する第104条)

感染症の予防及びまん延の防止のために必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない旨が規定されています。

### (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

#### ア 感染症の予防及びまん延の防止のための委員会

- ・感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。
- ・概ね6か月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための委員会は、他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも可能。
- ・他のサービス事業者との連携により行うことも可能。

#### イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針には、「平常時の対策」及び「発生時の対策」の項目を盛り込むこと。
- ・平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等を盛り込む。
- ・発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等を盛り込む。
- ・発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要。

#### ウ 感染症予防及びまん延の防止のための従業者に対する研修

研修は感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとなります。研修の際は、以下について留意してください。

- ・定期的(年2回以上)に実施し、新規採用時には必ず個別に研修を行うこと。
- ・研修の実施内容について記録すること。
- ・厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

#### エ 感染症予防及びまん延の防止のための従業者に対する訓練

平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)をに行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとしてください。訓練の際は、以下について留意してください。

- ・定期的(年2回以上)に実施すること。
- ・訓練の実施内容について記録すること。
- ・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。

#### オ 感染症対策担当者の設置

上記の委員会・指針・研修、訓練の措置を適切に実施するために、専任の担当者を置くことが求められます。

### (2) 感染症発生時の報告について

札幌市に所在する社会福祉施設等において感染症等が発生した場合は、国の定める基準に基づき、札幌市施設等主管課及び保健所へ、報告様式により報告してください。

#### ・報告基準

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

### (3) 参考

○札幌市HP(感染症等発生時に係る報告について)

[https://www.city.sapporo.jp/hokenio/f1kansensisetu\\_houkoku.html#houkoku](https://www.city.sapporo.jp/hokenio/f1kansensisetu_houkoku.html#houkoku)

## 9 サービスの質の評価及び委員会について

(基準条例第226条第7項、第237条で準用する第166条の2)(基準省令第183条第7項、第192条で準用する第139条の2)

特定施設入居者生活介護の提供を行うものは、質の評価を行い、常に改善を図らなければならないと規定されています。また、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の推進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催する必要があります。(令和9年3月31日までは努力義務)

### (1) 留意事項

- ・質の評価を行うにあたり、入居者の声を幅広く拾う必要があるため、入居者等に対して、アンケートの実施等を行い、幅広く意見を聴取することが望ましいです。
- ・事業所単位での質の向上に向けた検討が必要。サービスの質について、施設全体として評価し、サービスの質の改善及び向上を図り、職員全体に周知してください。
- ・委員会については、以下のことに留意してください。
  - ア 委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、幅広い職種により構成することが望ましい(外部専門家の活用も可)。
  - イ 他の事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会など)と一体的に設置・運営することは差支えない。他の事業所との連携等による開催も可能。

### (2) 参考

○札幌市HP(事業所評価(質の評価))

<https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/jigyoushohyouka.html>

○「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」

[https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/Seisansei\\_kyotaku\\_Guide.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/Seisansei_kyotaku_Guide.pdf)

## 10 苦情処理について

(基準条例第237条で準用する第38条)(基準省令第192条で準用する第36条)

### (1) よくある指摘事項

|                                |
|--------------------------------|
| ・苦情を処理するために講ずる措置の概要を施設内に掲示すること |
|--------------------------------|

苦情相談の窓口が入居者がわかりやすいよう、施設内に掲示してください。また、苦情処理の概要については、ウェブサイト(法人のHP等や介護サービス情報公表システム)上でも公表することが定められています。

### (2) 留意事項

・介護保険課に連絡のある苦情や相談の中では、「職員や管理者に言っても対応してもらえない」、「法人の相談窓口と言っても聞いてくれず、状況が変わらない」と言ったものがあります。詳しく聞くと、虐待が疑われる内容や不適切な対応が疑われる内容であり、施設側に言っても取り扱ってくれないということが多いです。調査の結果、やや誇張された内容の苦情であり、施設側だけが問題であるとは言えないものも見受けられることはあります。しかし、当

初から丁寧に応じて納得いただける説明を行うなど、真摯に対応していれば、そこまで大きな問題にはならなかったのではないかと伺えることも少なくありません。入居者等からの問い合わせなどには適切に対応してください。

・苦情の内容のとおり、明らかに施設や法人側に問題があり、虐待や不適切事案として対応する場合があります。入居者や家族からの苦情や通報である場合のほか、現職員や元職員、出入りしている介護事業所職員などから通報が入ることもあります。実際に問題が発生しており、職員などから直接行政に対して苦情や通報が入る状況は、組織内部で問題を把握する能力が失われており、自浄機能が働いていない、入居者や職員から問題をくみ取ることができていないと言えます。このような状況で介護保険課が調査を行う場合、施設や法人が運営実態や発生している問題を理解、認識していないため、原因究明や対応が長期化したり、改善指導を行ったとしても適切な改善策が講じられず、苦情や通報が継続することが多いです。施設や法人によっては、「入居者からの苦情を受けて、自ら調査した結果、問題が判明した」と法人側から介護保険課に報告を頂く場合もあります。このようなケースは、問題解決もスムーズであり、苦情が入ることも非常に少ないです。

・各施設、法人においては、入居者や家族、勤務している職員や介護サービス提供者などあらゆる関係者から、幅広く意見や苦情を受け入れる体制を構築し、発生している問題を早期に捉え、適切に対応する体制を構築してください。特に職員間の縦と横の情報共有がスムーズに行われる、いわゆる風通しの良い職場環境を作ってください。

## 11 日常生活費の徴収について

(基準条例第225条)(基準省令第182条)

### (1) よくある指摘事項

・費目があいまいな名目になっており、適切な費用徴収になっていない。

介護サービス利用料のほかに徴収できる費用として、①利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用、②おむつ代、③特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの、の三つが定められています。保険給付によるサービスと明確に区分するためあいまいな費目での徴収は認められません。③の費用の具体的な範囲は別途通知で定められています。

・徴収している費用について、利用者や家族に説明し、同意を得たか確認できない。

利用者から費用の支払を受けるにあたって、あらかじめ、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないと規定されています。利用契約時にサービス費用について説明を行い、同意を得るようにしてください。

### (2) 関連通知

○特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年3月30日老企第52号)

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta3971&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta3971&dataType=1&pageNo=1)

○通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta4395&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4395&dataType=1&pageNo=1)

## 12 特定施設サービス計画について

(基準条例第227条)(基準省令第184条)

・計画作成担当者が作成に関する業務を担当する。

・適切にアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

- ・サービス担当者会議を実施し、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ計画の原案を作成する。
- ・計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、**文書により**利用者の同意を得る。また、計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付する。
- ・計画作成後も、定期的にモニタリングを行い、実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

### 13 事故報告について

(基準条例第237条で準用する第40条)(基準省令第192条で準用する第37条)

#### (1) よくある指摘事項

・札幌市が報告を必要とする事故が発生した場合は、札幌市へ速やかに事故報告書を提出すること

報告漏れを指摘することがあるため、各施設で見直しを行ってください。

#### (2) 報告基準について(※札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱)

本市にて報告を求める事故については下記のとおりです。

- ① 利用者処遇に関するもの
  - ア 死亡事故(病気によるものを除く。)
  - イ 虐待
  - ウ 失踪・行方不明(現在も捜索中のもの)
  - エ 骨折・打撲・裂傷等(医療機関に受診したもの)
  - オ 誤飲・誤食・誤嚥、誤薬
  - カ 医療処置関連(チューブ抜去等)
  - キ 不法行為
  - ク 無断外出(見つかった場合)
  - ケ その他(送迎中の事故等)
- ② 施設・事業所及び役職員に関するもの
  - ア 不適切な会計処理
  - イ 不法行為等
- ③ その他
  - ア 事件報道が行われた場合
  - イ その他必要と認められる場合

#### (3) 参考

- 介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001591418.pdf>
- 札幌市HP(事故報告)  
<https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k250jiko.html>
- 札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱  
[https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/documents/202406jiko\\_hasseijinohoukokutoriatukaiyoukou.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/documents/202406jiko_hasseijinohoukokutoriatukaiyoukou.pdf)
- 札幌市HP(事故の報告(スマート申請による報告))  
[https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/jiko\\_smart.html](https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/jiko_smart.html)

## 3 介護報酬について

各事業所で多く算定されている加算や運営指導で指摘が多い加算について、必要と思われる点を抜粋しておりますので、ご確認ください。

### 1 入居継続支援加算

#### (1) 概要

たんの吸引など入居者の医療ニーズを踏まえた質の高い介護サービスの提供を行っている事業所を評価する。

#### (2) 区分、算定要件

##### ア 入居継続支援加算(Ⅰ) 36単位/日

・(1)又は(2)のいずれかに適合し、かつ、(3)及び(4)のいずれにも適合すること。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者(※1)の占める割合が入居者(要介護者)の100分の15以上であること。

※1 ①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内部の喀痰吸引、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養の行為

(2) 上記(※1)と次のいずれか(※2)に該当する状態の者の占める割合が入居者の100分の15以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

※2 ①尿道カテーテル留置を実施している状態、②在宅酸素療法を実施している状態、③インスリン注射を実施している状態

(3) 入居者数:介護福祉士数(常勤換算方法)=6:1以上であること。ただし、所定の条件(※3)を満たす場合は、入居者数:介護福祉士数(常勤換算方法)=7:1以上であること。

※3 ①介護機器を複数種類使用、②多職種共同でのアセスメント及び評価と職員配置状況等の見直し、③委員会を設置し生産性と介護の質の向上及び介護機器について定期的に確認している

(4) 人員基準欠如に該当していないこと。

##### イ 入居継続支援加算(Ⅱ) 22単位/日

・(1)又は(2)のいずれかに適合し、かつ、(3)に適合すること。

(1) 上記(※1)を必要とする者の占める割合が入居者の100分の5以上であること。

(2) 上記(※1)と(※2)に該当する状態の者の占める割合が入居者の100分の5以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

(3) ア(3)及び(4)に該当するものであること。

#### (3) 留意事項

・医療的ケアを必要とする者の占める割合の算定にあたっては、**届出日の属する月の前4月から前々月までの3か月間のそれぞれの末日時点の割合の平均**で算出してください。

・医療的ケアを必要とする者の占める割合は、**毎月記録**し、所定の割合を下回った場合は、直ちに届出を提出しなければなりません。

・介護福祉士の員数を算出する際の利用者数は**前年度平均**で算出してください。

・介護福祉士の員数は、**届出日の属する月の前3か月の平均**で算出してください。算出する前月末日時点で介護福祉士資格を取得している必要があります。

### 2 個別機能訓練加算

#### (1) 概要

多職種共同で作成された個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていることを評価する。

#### (2) 区分、算定要件

#### ア 個別機能訓練加算(Ⅰ) 12単位/日

- (1) 常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置している。利用者数が100人超の場合は、常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、かつ、利用者の数を100で除した数以上(常勤換算による)の機能訓練指導員を配置している。
- (2) 利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている。

#### イ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位/月

- (1) 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している。
  - (2) 個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施にあたって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
- (3) 留意事項
- ・機能訓練実施期間中において加算算定が可能。
  - ・開始時を除き、個別機能訓練計画の作成に当たっては、計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価を行わなければなりません。
  - ・個別機能訓練計画に相当する内容を特定施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることが可能です。
  - ・個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する必要があります。
  - ・個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に個別機能訓練の従事者により閲覧が可能である必要があります。
- (4) よくある指摘事項

・個別機能訓練計画が個別性がなく、利用者ごとに作成されていることが確認できない。

利用者ごとに計画を立てているはずが、個別性がなく、コピー＆ペーストのような計画になっているものが散見されています。高齢者であるため、身体機能の維持を目的としている計画が多くみられていますが、利用者ごとに自身でできる範囲や取り組みの意欲等は異なります。多職種で共同して作成することで、利用者それぞれの情報を得た上で、個別性を持った計画を策定してください。

・個別機能訓練を実施した評価が適切に行われていない。

個別機能訓練計画作成に当たっては、それまでの訓練実施の振り返りやアセスメントが必要となります。それまで計画通りの訓練が行えておらず、訓練目標を達成できていない場合も、実施方法の見直しがなされていない計画が見受けられています。3か月に1回以上計画を作成し、内容を説明する必要があるため、評価を計画に反映するようにしてください。

・個別機能訓練実施がされなかった日の記録が残されていない。

利用者の体調等の理由で訓練が実施されなかった日の記録が残されていないことがあります。訓練実施の記録のみならず、未実施の理由も記録に残すようにしてください。

### 3 夜間看護体制加算

#### (1) 概要

夜間の看護体制を強化している事業所を評価する。

#### (2) 区分、算定要件

##### ア 夜間看護体制加算(Ⅰ) 18単位/日

- (1) 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めること。
- (2) 当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- (3) 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

#### イ 夜間看護体制加算(Ⅱ) 9単位/日

- (1) 加算(Ⅰ)の(1)、(3)に該当すること。
- (2) 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、**24時間連絡できる体制**を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

#### (3) 留意事項

- ・加算(Ⅰ)を算定する場合、「夜勤又は宿直を行う看護職員」について、病院等の看護師が当該病院等の体制に支障を来すことなく、特定施設において夜勤又は宿直を行う場合についても認められます。また、特定施設と同一建物内に病院等が所在している場合、当該病院等の体制に支障を来すことなく、病院等に勤務する看護師が、夜勤又は宿直と同等の迅速な対応が可能な体制を確保している場合も認められます。
- ・看護職員による24時間連絡できる体制は、管理者を中心として介護職員及び看護職員による協議の上、夜間における連絡・対応体制(オンコール体制)に関する取り決めの整備がされている必要があります。
- ・オンコール体制については、介護職員や看護職員に研修などを通じて周知してください。

### 4 協力医療機関連携加算

#### (1) 概要

協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する観点から、利用者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、利用者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的を開催することを評価する。

#### (2) 算定要件等

特定施設において、協力医療機関との間で、**利用者の同意を得て**、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的(**概ね月1回以上**)に開催していること。

ただし、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の利用者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催することで差支えない。

#### (3) 単位数

ア 協力医療機関が以下の要件を満たす場合 100単位/月

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が**相談対応を行う体制を、常時確保**していること。
- (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において**診療を行う体制を常時確保**していること。

イ 上記以外 40単位/月

#### (4) 留意事項

- ・**全利用者に算定される体制加算**となります。協力医療機関が主治医ではない利用者についても、会議で情報提供を行うことがあるため、同意は書面でもらっておくことが望ましいです。
- ・体制加算であるため、同意が得られなかった利用者についても、加算算定は行うこととなります。同意が得られない利用者であっても、当該利用者の急変時等において協力医療機関による診療等が受けられるよう取り組むことが必要とされています。
- ・会議は、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合の対応の確認と一体的に行っても差し支えありません。
- ・会議の回数を年3回以上にすることが可能となる電子的システムとは、協力医療機関の医師が能動的にアクセスできるようなシステムであり、電子メール等は該当しません。
- ・看護職員は、利用者ごとの健康状況について随時記録してください。
- ・会議の開催状況については、その**概要を記録**してください。

#### (5) 参考

○介護保険最新情報vol.1245(「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和6年3月29日)」の送付について)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001239248.pdf>

○介護保険最新情報vol.1270(「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.7)(令和6年6月7日)」の送付について)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001261867.pdf>

## 5 退院・退所時連携加算

### (1) 概要

病院等の医療提供施設と連携し、当該医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れた場合を評価する。

### (2) 算定要件

- ・下に該当する利用者である。
  - ア 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居している。
  - イ 特定施設利用者が30日を超える病院もしくは診療所への入院、又は介護老人保健施設もしくは介護医療院への入所後に当該特定施設に再入居している。
- ・利用者の退院又は退所に当たって、医療提供施設の職員と面談等を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、特定施設サービス計画を作成し、特定施設サービスの利用に関する調整を行っている。

### (3) 留意事項

- ・当該利用者が過去3月間の間に、当該特定施設に入居したことがある場合は算定不可となります。
- ・当該特定施設の短期利用特定施設入居者生活介護を利用していた者が日を空けることなく当該特定施設に入居した場合については、入居直前の短期利用特定施設入居者生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定可能となります。
- ・医療提供施設から日を空けずに特定施設に入居した場合に限り、算定が可能となるため、医療提供施設の退院日又は退所日がわかるようにしておいてください。

## 6 退居時情報提供加算

### (1) 概要

入居者が医療機関への入院に伴い退居した際の、医療機関への情報提供について評価する。

### (2) 算定要件

入居者が退居して医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して、入居者の同意を得て、入居者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、入居者の紹介を行うこと。

### (3) 留意事項

- ・情報提供は、厚生労働省で定める別紙様式12で行ってください。
- ・交付した文書の写しは介護記録等に添付する必要があります。
- ・入居者が医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院する場合は算定できません。
- ・翌月以降に入院する場合でも、前回入院時から入居者の情報が変わらず、提供する内容が同一の場合は算定できません。
- ・入院にあたり、退居の手続きを行わない場合も算定可能となります。

### (4) 参考

○別紙様式12

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227903.xlsx>

○介護保険最新情報Vol.1229(「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)(令和6年3月19日)」の送付について)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001230314.pdf>

○介護保険最新情報vol.1245(「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和6年3月29日)」の送付について)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001239248.pdf>

## 7 看取り介護加算

### (1) 概要

医師が回復の見込みがないと診断した利用者について、利用者等が看取りを希望した場合に、質の高い終末期ケアを提供することを評価する。

### (2) 区分、算定要件

#### ア 看取り介護加算(Ⅰ)

・厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行っていること。

・夜間看護体制加算を算定していない場合は算定しない。

【厚生労働大臣が定める施設基準】(※1)

(1) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

(2) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

(3) 看取りに関する職員研修を行っていること。

【厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者】(※2)

(1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した者である。

(2) 医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(家族等が説明を受けて同意している者を含む)であること。

(3) 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(家族等が説明を受けて同意している者を含む)であること。

#### イ 看取り介護加算(Ⅱ)

・厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者(上記※2)について看取り介護を行っていること。

・看取り介護加算(Ⅰ)を算定している場合又は夜間看護体制加算を算定していない場合は算定しない。

【厚生労働大臣が定める施設基準】

(1) 当該加算を算定する機関において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上であること。

(2) 上記(※1)のいずれにも該当すること。

### (3) 留意事項

・看取りに関する指針には以下の項目を盛り込むようにしてください。

(1) 当該特定施設の看取りに関する考え方

(2) 終末期にたどる経過(時期、プロセスごと)とそれに応じた介護の考え方

(3) 特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢

(4) 医師や医療機関との連携体制(夜間及び緊急時の対応を含む)

(5) 利用者等への情報提供および意思確認の方法

(6) 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式

(7)家族への心理的支援に関する考え方

(8)その他看取り介護を受ける利用者に対して特定施設の職員が取るべき具体的な対応の方法

・看取りに関する指針は、重度化した場合における対応に係る指針に含めて記載することが可能となっています。

・看取り介護の実施に当たっては、次の事項を介護記録等に記録し、多職種連携を図るために適切な情報共有に努める必要があります。

(1)終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録

(2)療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録

(3)看取り介護の各プロセスにおいて把握した利用者等の以降と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録

・看取り介護の実施に当たっては、利用者等には随時説明を行い、口頭で同意を得た場合は、介護記録に説明日時、内容等を記録する必要があります。利用者が十分に判断できる状態になく、家族の来訪も見込まれないような場合は、医師、生活相談員、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、利用者に対する看取り介護について相談している内容を記載し、利用者の状態や、家族との連絡状況を記載しておく必要があります。

・死亡日を含めて45日を上限として加算算定を行いますが、自宅への外泊や医療機関への入院等、当該特定施設で看取り介護を直接行っていない期間は算定することができません。

・加算(Ⅱ)を算定する場合の「夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上」について、病院等の看護師が当該病院等の体制に支障を来すことなく、特定施設において夜勤又は宿直を行う場合についても認められます。また、特定施設と同一建物内に病院等が所在している場合、当該病院等の体制に支障を来すことなく、病院等に勤務する看護師が、夜勤又は宿直と同等の迅速な対応が可能な体制を確保している場合も認められます。

・看護職員のオンコール体制では加算(Ⅱ)を算定することはできません。

#### (4) よくある指摘事項

・看取りに関する指針に盛り込まれている内容が不十分。

看取りに関する指針は入居時に説明し、同意を得ることになります。指針に盛り込むべき項目が看取り期に入るにあたって徴取する同意書に記載されているものがありました。

・看取りに関する指針を見直されているか確認ができない。

看取り介護の質を常に向上させていくため、PDCAサイクルにより、看取り介護を実施する体制を構築し、強化していくことが重要になります。そのため、看取りの実績があった場合は、行った看取り介護について振り返りを行い、指針の見直しを行ってください。

・医師が回復の見込みがないと診断したかどうか確認できない。

看取り介護の実施に当たっては医師の診断が必要です。資料から医師が回復の見込みがないと判断した事実が確認できないことがありました。必ず診断の事実を介護記録等に残すようにしてください。

・利用者等に対する随時の説明の記録が不足している。

看取り介護の実施に当たっては、多職種での情報共有を図るため介護記録等に残すべき内容が多岐にわたります。利用者家族が来訪した際に説明した内容の記録が漏れていることが多くみられています。多職種での情報共有に必要な内容となるため、必ず記録に残すようにしてください。

#### (5) 参考

○人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000197701.pdf>

○人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン解説編

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000197702.pdf>

## 8 高齢者施設等感染対策向上加算

### (1) 概要

平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価する。

### (2) 区分、算定要件

#### ア 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位/月

- (1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症(新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症)の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- (2) 協力医療機関との間で、感染症(新興感染症を除く)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- (3) 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

#### イ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位/月

- ・感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。

### (3) 留意事項

- ・要件を満たせば、加算(Ⅰ)と加算(Ⅱ)を併算定することが可能となっています。
- ・加算(Ⅰ)における新興感染症の発生時等の対応の体制確保で連携の対象となる第二種協定して医療機関は診療所、病院に限られます。
- ・院内感染対策に関する研修又は訓練は、事業所における**感染対策担当者が参加**し、指導及び助言を受ける必要があります。
- ・院内感染対策に関する研修又は訓練は、1年に1回以上参加する必要がありますが、前回の参加日から1年以内に研修等に参加することができない場合であっても、高齢者施設等において、医療機関等に研修等の実施予定日を把握し、前回の参加日の属する年度の翌年度中に参加する予定が確認できた場合であれば、加算(Ⅰ)の算定は可能となっています。
- ・加算(Ⅰ)を算定している事業所における、運営基準で定められている介護職員その他の従業員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容は、当該院内感染対策に関する研修又は訓練の内容を含めたものとしてください。
- ・加算(Ⅱ)は実地指導を受けた日から起算して3年間算定可能となります。
- ・加算(Ⅱ)における実地指導の内容としては、「施設等の感染対策の現状の把握、確認(施設等の建物内の巡回等)」「施設等の感染対策状況に関する助言・質疑応答」「个人防护具の着脱方法の実演、演習、指導等」「感染疑い等が発生した場合の施設等での対応方法(ゾーニング等)に関する説明、助言及び質疑応答」「その他、施設等のニーズに応じた内容」等を想定しています。単に、施設等において**机上の研修のみを行う場合には算定できません**。
- ・加算(Ⅱ)を算定している事業所における、運営基準で定められている介護職員その他の従業員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容は、当該医療機関による実地指導の内容を含めたものとしてください。

### (4) 参考

○介護保険最新情報vol.1425「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.17)(令和7年10月1日)」の送付について)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001572626.pdf>

○北海道HP(感染症法に基づく医療措置協定について)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kyotei.html>

○北海道厚生局HP(施設基準等の届出事項(届出受理医療機関名簿))

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/todokede\\_juri\\_ichiran.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/todokede_juri_ichiran.html)

## 9 生産性向上推進体制加算

### (1) 概要

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する。

### (2) 区分、算定要件

#### ア 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位/月

- (1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
  - ① 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保
  - ② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
  - ③ 介護機器の定期的な点検
  - ④ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修
- (2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。
- (3) 介護機器を複数種類活用していること。
- (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。
- (5) 事業年度毎に(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

#### イ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位/月

- (1) 加算(Ⅰ)の(1)に適合していること。
- (2) 介護機器を活用していること。
- (3) 事業年度毎に(2)及び加算(Ⅰ)の(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

### (3) 介護機器について

- (1) 見守り機器
- (2) インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
- (3) 介護記録ソフトウェア等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器
  - ・加算(Ⅰ)の算定には、上記3種の介護機器すべてを使用し、見守り機器は全ての居室に設置、インカム等は同一時間帯に勤務するすべての介護職員が使用する必要があります。
  - ・加算(Ⅱ)の算定には、上記3種のうち1つ以上を使用し、インカム等は同一時間帯に勤務するすべての介護職員が使用する必要があります。
  - ・見守り機器とは、利用者がベッドからの離床を感知するセンサーで、センサーで得られた情報を職員に通報でき、利用者の見守りに資する機器のことをいいます。
  - ・介護記録の作成の効率化に資するICT機器は、データの入力から記録、保存、活用までを一体的に支援できるものに限られます。

### (4) 委員会について

- ・委員会は3月に1回以上開催する必要があります。
- ・現場職員の意見が適切に反映されるよう、管理者だけでなく、ケアを行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等を構成員に含めてください。
- ・要件にも記載のある通り、委員会では下記の内容について検討を行う必要があります。「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集」も参考にして委員会を開催してください。

#### ① 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保

- ・見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。
- ・利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討すること。
- ・見守り機器を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定時巡回の実施についても検討すること。
- ・介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例(介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった事例)の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。

## ② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

- ・実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の①～③までの内容をデータ等で確認し、適切な人員配置や処遇の改善の検討等が行われていること。

- ① ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無
- ② 職員の負担が過度に増えている時間帯の有無
- ③ 休憩時間及び時間外勤務等の状況

## ③ 介護機器の定期的な点検

- ・日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。
- ・使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと。

## ④ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修

- ・介護機器の使用法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。
- ・加算(Ⅰ)を算定するに当たっては、上記に加え、職員間の適切な役割分担による業務の効率化等を図るために必要な職員研修等を定期的の実施すること。

## **(5) 厚生労働省へのデータ提出**

事業年度毎に1回、生産性向上推進体制加算実績報告システムを利用して、厚生労働省に実績データを提出する必要があります。加算(Ⅰ)算定に当たっては下記(1)～(5)全て、加算(Ⅱ)算定に当たっては、下記(1)～(3)の事項について厚生労働省に提出してください。

### (1) 利用者の満足度等の評価

- ・WHO-5調査(利用者における満足度の変化)の実施及び生活・認知機能尺度の確認を行う。
- ・5名程度の利用者を調査の対象とする。利用者自身で調査に回答を行うことが可能な利用者を優先的に対象とすることも差し支えない。
- ・加算(Ⅱ)を算定する場合、介護機器の導入を行った利用者の数が5名に満たない場合は、当該利用者全員を対象とする必要がある。
- ・調査に当たっては利用者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ることとし、当該利用者又は家族等の移行に応じ、調査の対象としないこととする運用は認められる。

### (2) 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査

- ・施設向け調査票により、対象事業年度の10月における全ての介護職員の1月あたりの総業務時間及び超過勤務時間を調査する。
- ・加算算定初年度においては、10月ではなく算定開始月を調査する。
- ・総業務時間及び超過勤務時間は調査対象者全体の平均値(小数点第1位まで)を報告する。
- ・労働時間の把握は原則として、電子記録等の客観的な記録により把握する必要がある。

### (3) 年次有給休暇の取得状況の調査

- ・施設向け調査票により、対象事業年度の10月を起点として全ての介護職員の直近1年間の年次有給休暇の取得日数を調査する。

・年次有給休暇の取得日数は調査対象者全体の平均値(小数点第1位まで)を報告する。

(4) 介護職員の心理的負担等の評価

・介護職員向け調査票により、全ての介護職員に対し、SRS-18調査(介護職員の心理的負担の変化)及び職員のモチベーションの変化に係る調査を実施する  
・調査に当たっては介護職員に必要な説明を行い、同意を得ることとし、当該介護職員の意向に応じ、調査の対象としないこととする運用は認められる。

(5) 機器の導入等による業務時間(直接介護、間接業務、休憩等)の調査

・介護職員向け調査票により、5日間の自記式又は他記式によるタイムスタディ調査を実施する。  
・日中の時間帯、夜間の時間帯それぞれについて、複数人の介護職員を調査の対象とすることによって問題ない。

(6) 留意事項

・加算(Ⅰ)は加算(Ⅱ)の上位区分となり、併算定は行えません。  
・加算(Ⅱ)は生産性向上の取組の成果の確認を要件とはしていませんが、加算(Ⅰ)は取組の成果の確認が算定要件に含まれています。  
・厚生労働省へのデータ提出はオンラインで行うこととなり、GビズIDが必要となります。  
・新規事業所で加算(Ⅰ)を算定したい場合は、「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.5)(令和6年4月30日)問12」を参照してください。

(7) よくある指摘事項

・委員会で検討すべき項目が一部検討されていない。

委員会では4項目すべてについて検討する必要があります。検討がなされていない、記録が残っていない事例がありましたので、全ての項目について検討し、サービスの質の向上や職員の業務負担の軽減を図ってください。

(8) 参考

○「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」の改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001258095.pdf>

○令和6年度介護報酬改定 生産性向上推進体制加算について(生産性向上推進体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の解説)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001280909.pdf>

○利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001258094.pdf>

○生産性向上推進体制加算を算定する事業所における生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001310607.pdf>

○電子申請・届出システム(生産性向上推進体制加算実績報告システム)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/report/>

○令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.5)(令和6年4月30日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001310600.pdf>

## 10 サービス提供体制強化加算

(1) 概要

質の高い介護サービスを提供するために、一定の要件を満たした人員配置や職場環境の整備を行っている事業所を評価する。

(2) 区分、算定要件

ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位/日

- (1) 次のいずれかに適合すること。
  - ・特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。
  - ・特定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。
- (2) 提供する特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。
- (3) 人員基準欠如に該当していないこと。

イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位/日

- (1) 特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。
- (2) 人員基準欠如に該当していないこと。

ウ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位/日

- (1) 次のいずれかに適合すること。
  - ・特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
  - ・特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。
  - ・特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
- (2) 人員基準欠如に該当していないこと。

**(3) 留意事項**

- ・職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均を用いてください。
- ・加算(Ⅰ)及び加算(Ⅲ)における勤続年数は、各月の前月末日時点における勤続年数となります。勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることが可能となります。
- ・加算(Ⅲ)における、特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員は、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指します。
- ・加算(Ⅰ)における質の向上に資する取組は、サービスの向上や利用者の尊厳の保持を目的として、事業所として継続的に行う取組を指します。
- ・前年度の実績が6月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いてください。新規事業開始又は事業再開から4月目以降に加算算定の届出が可能となります。算定開始後も毎月継続的に所定の割合を維持しなければならず、その割合は毎月記録する必要があります。所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければなりません。

## 4 介護職員等処遇改善加算について

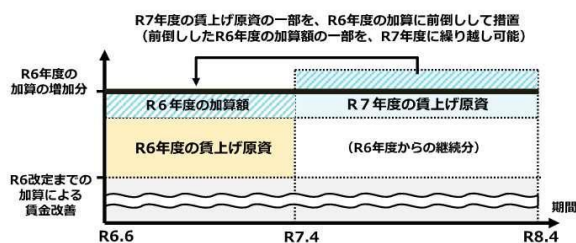
- ・介護職員の処遇改善にかかる旧加算(介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ加算)については、令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」に一本化され、加算区分、要件等が変更となっています。
- ・令和7年度より激変緩和措置として設けられていた、処遇改善加算Ⅴ(1)～(4)については廃止されています。

### 1 賃金改善の考え方について

- (1) 介護職員等処遇改善加算は、介護職員その他の職員の賃金改善に充てる加算であり、令和6年度と比較して増加した加算額(上位区分への移行及び新規算定によるもの)は、ベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当)により賃金改善を行うことを基本とする。
- (2) ベースアップのみにより賃金改善を行えない場合(賃金体系等を整備途上である場合等)は必要に応じてその他の手当、一時金等を組み合わせて賃金改善を実施しても差し支えない。
- (3) 職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある介護職員(介護福祉士の資格を有する勤続年数10年以上の介護職員を基本とする)に重点的に配分することとするが、介護サービス事業者の判断により、介護職員以外への配分も含め、柔軟な配分を認める。
- (4) 令和6年度の加算額の一部を令和7年度に繰り越した介護サービス事業者は、繰越額について、全額を令和7年度のさらなる賃金改善に充てることとする。ただし、令和7年度の賃金改善実施期間の終わりまでに事業所等が休止又は廃止となった場合は、その時点で、当該繰り越し分の残額を、一時金等により全額、職員に配分しなければならない。

#### 令和6・7年度の処遇改善加算の配分方法

- 介護現場で働く方々の賃上げへとつながるよう、事業所の過去の賃上げ実績をベースとしつつ、今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしている。
  - こうした中で、今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置しており、令和7年度分を前倒しして、賃上げいただくことも可能である。
    - ※ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、令和8年度予算編成過程で検討する。
    - ※ 前倒しした令和6年度の加算額の一部を、令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることも可。
- (具体的な取扱い)
- ・ 新加算の加算額については、令和6・7年度の2か年で全額が賃金改善に充てられていけばよいこととする。
  - ・ 令和6年度の加算額のうち、令和7年度に繰り越した部分については、その金額を令和6年度の計画書・実績報告書に記載した上で、令和7年度の計画書・実績報告書で、職員の賃金改善に充てることの計画・報告の提出を求めることとする。



#### 賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度。
- 大企業・中堅企業は賃上げ額の最大35%、中小企業は最大45%を法人税などから控除できる。



## 2 加算の要件について

加算の区分ごとに、1の賃金改善の実施に加え、以下の要件①～⑧を満たす必要がある。

表2-1 加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（賃金改善以外の要件）

|              | ①月額賃金改善要件Ⅰ         | ②月額賃金改善要件Ⅱ              | ③キャリアパス要件Ⅰ    | ④キャリアパス要件Ⅱ | ⑤キャリアパス要件Ⅲ | ⑥キャリアパス要件Ⅳ          | ⑦キャリアパス要件Ⅴ  | ⑧職場環境等要件               |                        |                             |
|--------------|--------------------|-------------------------|---------------|------------|------------|---------------------|-------------|------------------------|------------------------|-----------------------------|
|              | 処遇加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善 | 旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善 | 任用要件・賃金体系の整備等 | 研修の実施等     | 昇給の仕組みの整備等 | 改善後の賃金要件（440万円一人以上） | 介護福祉士等の配置要件 | 区分ごとに1以上の取組（生産性向上は2以上） | 区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上） | HP掲載等を通じた見える化（取組内容内容の具体的記載） |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | ○                  | (○)                     | ○             | ○          | ○          | ○                   | ○           | —                      | ○                      | ○                           |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅱ | ○                  | (○)                     | ○             | ○          | ○          | ○                   | —           | —                      | ○                      | ○                           |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅲ | ○                  | (○)                     | ○             | ○          | ○          | —                   | —           | ○                      | —                      | —                           |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅳ | ○                  | (○)                     | ○             | ○          | —          | —                   | —           | ○                      | —                      | —                           |

※②月額賃金改善要件Ⅱは、令和7年3月時点で加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ満たす必要がある要件。

※①～⑧の詳細な要件については、厚生労働省通知「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の揭示について（令和7年度分）」〔令和7年2月7日老発0207第5号〕の「3 介護職員等処遇改善加算の要件」をご確認ください。

### 【注意点】

各加算区分の算定要件を満たさないことにより、請求が通らない例が散見されます。

特に⑦キャリアパス要件Ⅴについて、介護福祉士の配置要件を担保するために算定が必要な加算の種類及び加算区分について、要件を満たさない届出が散見されるため、加算の算定に必要な加算について、以下の表をご確認ください。

### 3 加算の算定要件の周知・確認等について

加算を算定する介護サービス事業者等は、以下のことを求められます。

- ①賃金改善を行う方法等について、『処遇改善計画書』を用いるなどにより職員に周知する
- ②就業規則等の内容について職員に周知する
- ③介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答する
- ④労働基準法等を遵守する

### 4 加算算定に係る手続きについて

- (1) 新規で加算を算定する場合は、加算を取得したい月の前々月の末日までに「計画書」の提出が必要となります。
- (2) 計画書を提出済みで、年度内に加算区分等各種内容の変更を行う場合は、各提出期限（居宅サービス：加算を取得したい月の前月の15日まで、施設サービス：加算を取得したい月の当月1日まで）に「計画書」のほか、必要に応じて「変更に係る届出書」「特別な事情に係る届出書」の提出が必要となります。
- (3) 加算算定年度の翌年度において、賃金改善等の状況を記載した、「実績報告書」の提出が必要となります。

**加算を算定しているにもかかわらず、「実績報告書」の提出がない場合、加算額が返還となる可能性があります。**

### ※ 参考通知

- ・「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の掲示について(令和7年度分)」及び「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A(第1版)の送付について」〔令和7年2月7日老発0207第5号〕  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001403286.pdf>
- ・「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A(第2版)」〔令和7年3月17日〕  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001452622.pdf>

## 5 高齢者虐待防止に関する取組・身体拘束について

高齢者虐待に関しては、単に1施設、1職員が引き起こした事件として終わらせることなく、各事業者において、同様な案件が起きないように対応に努めてください。

重大事故や問題が発生した場合には、事業所と法人が連動して速やかに事実関係や原因を究明するとともに、必要な場合は札幌市へ報告を行い、根本的な再発防止策に取り組んでください。

【参考】高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成18年4月1日施行、以下「法」という)

○高齢者虐待の定義(法第2条第3項)

この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

○高齢者虐待防止に関する取組(法第20条)

・高齢者虐待の防止等の措置には以下のものが考えられます。

虐待防止委員会の設置・運営、高齢者虐待防止マニュアル、身体拘束防止の手引の整備など

○通報の義務(法第21条)

・業務に従事する養介護施設及び事業所において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければいけません。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

- ・高齢者虐待に係る通報を行うことは、秘密漏洩罪その他守秘義務違反にはあたりません。
- ・従業者が高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けることは禁止されています。

○通報等を受けた場合の措置(法第24条)

<参考>

○老人福祉法(第29条第13項)

○介護保険法(第76条、予防サービスは第115条の7に規定)

## ○ 高齢者虐待防止の推進

(基準条例第237条で準用する第40条の2)(基準省令第192条で準用する第32条の2)

入所者・利用者の人権擁護、虐待の防止等(虐待等の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応)のため、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない旨が規定されています。

(1) 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

(基準条例第232条)(基準省令第189条)

以下3点について、運営規程に追記する必要があります。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定
- ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修方法・計画
- ・虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

(2) 虐待の発生又は再発を防止するための措置を講じること

ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止検討委員会)

- ・管理者を含む幅広い職種で構成し、虐待防止の専門家を委員として採用することが望まし

い。

- ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。
- ・**定期的**に開催すること。
- ・虐待の事案については、その性質上、全てが従業者に共有されるべき情報とは限らないため、個別の状況に応じて慎重に対応すること。
- ・虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも可能。
- ・他のサービス事業者との連携により行うことも可能。
- ・虐待防止検討委員会は、具体的に次のような事項について検討し、その結果を従業者に周知徹底すること。

- 1.虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- 2.虐待の防止のための指針の整備に関すること
- 3.虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- 4.虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- 5.従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 6.虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- 7.6における再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

#### イ 虐待の防止のための指針

虐待防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでください。

- 1.事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- 2.虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 3.虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- 4.虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 5.虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- 6.成年後見制度の利用支援に関する事項
- 7.虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- 8.利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- 9.その他虐待の防止の推進のために必要な事項

#### ウ 虐待の防止のための従業者に対する研修

研修は虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を学ぶとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うためのものです。研修の際は、以下について留意してください。

- ・指針に基づいた研修プログラムを作成すること
- ・定期的(**年2回以上**)に実施し、新規採用時には必ず個別に研修を行うこと
- ・研修の実施内容について記録すること

#### エ 措置を適切に実施するための担当者

上記の委員会・指針・研修の措置を適切に実施するために、専任の担当者を置くことが求められます。なお、担当者は虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者であることが望ましいです。指針にも担当者を明記するようにしてください。

#### (3) 留意事項

暴力的行為などによる「身体的虐待」、威嚇的、侮蔑的な発言などによる「心理的虐待」だけでなく、サービスや対応を怠るなどの「介護・世話の放棄・放任」や入居者の金銭を搾取する「経済的虐待」に関する取扱いが増えております。施設内で虐待事案の発生を防ぐ、万が一発生した場合は迅速に対応する運営を行ってください。

## ○ 高齢者虐待防止措置未実施減算について

### (1) 概要

入居者の人権の養護、虐待の防止等の推進を目的に、虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する。

### (2) 算定要件

以下の措置がいずれか一つでも講じられていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

ア 虐待防止のための委員会を定期的に開催する。

イ 虐待防止のための指針を整備する。

ウ 職員に対し、虐待防止のための年2回以上の研修を実施する。

エ 上記措置を適正に実施するための担当者を置く。

### (3) 参考

○介護保険最新情報Vol.1345(高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係るQ&Aの周知について)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001378290.pdf>

## ○ 身体的拘束等の適正化について

(基準条例第226条第4～6項)(基準省令第183条第4～6項)

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行ってはならないことを定めています。

### 身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為(例)

身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為には、次のような行為が挙げられている。  
しかし、これらは、あくまでも例示であり、他にも身体拘束に該当する行為があることに注意が必要である。

- ① 一人歩きないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落ないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを綱(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)より抜粋



身体拘束に該当する行為か判断する上でのポイントは、「本人の行動の自由を制限しているかどうか」です。大切なのは、本人に向き合い、アセスメントを十分に行い、施設・事業所の組織および本人・関係者等で協議し、身体拘束廃止・防止に向けた取り組みを定期的に見直し、改善していくことです。

(介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引きより抜粋)

身体的拘束の適正化に向けた取り組みとして以下のことが必要です。

ア 身体的拘束等の適正化のため委員会を3月に1回以上開催し、結果を職員に周知徹底する。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

ウ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に開催する。

また、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は次の点に留意が必要です。

ア 態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録化

イ 切迫性、非代替性及び一時性の3要件を満たすか検討・記録

ウ 職員単独や数名で判断せず、施設全体として判断する

適切な手続きを踏まずに身体的拘束を行った場合は、虐待に該当すること考えられますので、手続は極めて慎重に行うこと、具体的な内容については記録しておくことが重要です。

### 緊急やむを得ない場合の三つの要件とは

#### 切迫性

**本人または他の入所者（利用者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと**

- 「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

**この判断を行う前に特に確認すべきポイント**

- ✓ 身体拘束をしない場合、本人等の生命または身体がどのような危険にさらされるのか
- ✓ それはどのような情報から確認できるのか
- ✓ 他の関係機関や医療職はどのような見解を持っているのか

#### 非代替性

**身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと**

- 「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを、組織で確認する必要がある。
  - 例えば、点滴を自分で抜いてしまう方に対して、点滴が視界に入らないように位置を工夫する、かゆみを減じるためにガーゼの種類を工夫する、といった方法が考えられる。
  - 認知症の行動・心理症状がある場合も、そこには何らかの原因があるため、身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討することが重要である。
- また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。
- 身体拘束を行わない方法について事前に研修等で検討したり、外部の有識者等からの助言を得たりすることも有用である。代替方法を考えるスキルを事業所全体で高めあうことが重要となる。
- 介護に関する専門的知識を有していないことが多い家族が介護を担うことが多い在宅においては、専門職であれば可能な代替方法であっても家族には実施できない場合があることに留意したうえで、家族でも可能な代替方法について提案または助言することが重要となる。また、家族による介護の限界にも留意し、状況に応じて、介護サービスの追加または変更について提案または助言することも必要である。

**この判断を行う前に特に確認すべきポイント**

- ✓ 身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を洗い出すことができているか
- ✓ 代替方法の洗い出しにあたり、複数の職員や多職種での検討を行ったか
- ✓ 代替方法を実際行ってみた結果について十分に検討できているか
- ✓ 代替方法の洗い出しにあたり相談できる外部有識者・外部機関はないか

#### 一時性

**身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること**

- 「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。
  - 例えば、本人自身あるいは他者に危害が及ぶような場合、緊急やむを得ない場合に該当する可能性はあるが、環境が整った時間帯においては該当しない可能性がある。

**この判断を行う前に特に確認すべきポイント**

- ✓ 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定したか。それは何月何日の何時から何月何日の何時までなのか。また、1日のうちの何時から何時までなのか。
- ✓ その判断にあたり、本人・家族・本人にかかわっている関係者・関係機関で検討したか

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）一部改変

（介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引きより抜粋）

## (1) よくある指摘事項

・本人や家族に対して説明・同意を得る際、拘束開始及び解除の予定期間は可能な限り短い期間とし、最長でも1か月とすること。

緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合でも、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する必要があります。そのため、安易に長期間の拘束を予定することは不適切であり、少なくとも月に1回は解除に向けて委員会で検討を行うべきことから、予定期間は1か月以内としてください。検討により拘束の継続が必要となった場合は、改めて同意を得るようにしてください。

・身体拘束が長期化している利用者について、委員会における検討内容や心身の記録が同様の内容が繰り返されており、拘束介助に向けて進められていると見受けられない。

委員会を毎月開催しているものの、現状変化がないことを確認しているのみであり、廃止に向けた取り組みが見られないことを指摘した事業所がありました。身体拘束は原則廃止が前提であり、長期化しないよう廃止に向けた対応を進めるべきです。身体拘束が長期化することにより、職員に慣れが見られたり拘束が通常である認識になる懸念があります。身体拘束を行わなければ特定施設での生活が行えないのであれば、特定施設での生活を継続することが困難である可能性も含め、効果的な取り組みを検討するようにしてください。

## (2) 参考

○介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き(令和6年3月)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

## ○ 身体拘束廃止未実施減算について

### (1) 概要

入居者の人権の養護、虐待の防止等の推進を目的に、虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する。

### (2) 算定要件

以下の措置がいずれか一つでも講じられていない場合、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

ア 身体的拘束の記録を行う。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催する。

ウ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

エ 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

## ○ 高齢者虐待防止・身体拘束禁止に係る研修教材例

「教育システム」は次のURLから無料でダウンロードできます

研修等で読み合わせを行う等、適宜ご活用ください。

<http://www.dcnets.gr.jp/support/study/>



## 6 根拠法令及び通知等

### 1. 基準条例、基準省令等

運営指導における指摘事項は「基準条例」「基準省令」及び「告示」の項目に基づいており、各サービスに関する「基準条例」「基準省令」「告示」及び「解釈通知」は下記ホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

○基準条例

本市ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/kijyunniyourei.html>

○基準省令・告示・解釈通知(令和6年度改正)

厚労省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

### 2. 有料老人ホーム設置運営指導指針

有料老人ホームについては、有料老人ホーム設置運営指導指針も併せてご確認ください。

○有料老人ホーム設置運営指導指針(令和7年2月1日更新)

<https://www.city.sapporo.jp/kaigo/documents/yuuryousisin-r70201.pdf>

### 3. 札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

軽費老人ホームについては、札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例も併せてご確認ください。

○札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

[https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/documents/08\\_keihi.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/documents/08_keihi.pdf)

## 7 変更の届出、加算の届出、廃止・休止の届出等

事業者は、事業所の名称や所在地などの届出事項に変更があったとき、加算や減算などの介護給付費算定に係る体制に変更があったとき、事業を廃止又は休止しようとするときは、届出を行うことが介護保険法により義務付けられています。

届出の方法や期限についてはあらかじめ確認しておき、届出が必要な事項が発生した場合には、速やかに届出を行ってください。

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |              |                    |                   |                               |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------|-------------------|-------------------------------|
| 変更届               | <p>○ 届出内容に変更があった場合には「変更届一覧」により必要書類を確認の上、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。</p> <p>札幌市ホームページ「変更届(居宅サービス)」<br/> <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/hennkou.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/hennkou.html</a></p> <p>札幌市ホームページ「変更届(地域密着型サービス)」<br/> <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k221_3henko.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k221_3henko.html</a></p> <p>※有料老人ホームについては、上記の届出のほか、老人福祉法に基づく届出も必要な場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>札幌市ホームページ「有料老人ホームについて」<br/> <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/vuuryou.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/vuuryou.html</a></p> <p>※軽費老人ホームについては、上記の届出のほか、社会福祉法に基づく届出も必要な場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>札幌市ホームページ「その他法令に基づく届出様式」<br/> <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/sonotahorei.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/sonotahorei.html</a></p> |              |                    |                   |                               |
| 加算届               | <p>○ 加算の算定の届出</p> <table border="1" data-bbox="430 1406 1412 1563"> <tr> <td data-bbox="430 1406 837 1456">・特定施設入居者生活介護</td><td data-bbox="837 1406 1412 1456">届出が受理された日の翌月から算定可能</td></tr> <tr> <td data-bbox="430 1456 837 1563">・地域密着型特定施設入居者生活介護</td><td data-bbox="837 1456 1412 1563">届出が受理された日が月の初日の場合は届出した月から算定可能</td></tr> </table> <p>ただし、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、届出日の翌々月1日が算定開始日となります。</p> <p>○ 加算の取り下げ</p> <p>要件を満たさなくなることが明らかになった場合には、速やかに加算の取り下げの届出を行ってください。</p> <p>札幌市ホームページ「加算の届出(居宅サービス)」<br/> <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/taisei-todoke.de.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/taisei-todoke.de.html</a></p>                                                                                                                                                                                              | ・特定施設入居者生活介護 | 届出が受理された日の翌月から算定可能 | ・地域密着型特定施設入居者生活介護 | 届出が受理された日が月の初日の場合は届出した月から算定可能 |
| ・特定施設入居者生活介護      | 届出が受理された日の翌月から算定可能                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |              |                    |                   |                               |
| ・地域密着型特定施設入居者生活介護 | 届出が受理された日が月の初日の場合は届出した月から算定可能                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |              |                    |                   |                               |

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        | <p>札幌市ホームページ「加算の届出(地域密着型サービス)」<br/> <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/t_taisei-todokede.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/t_taisei-todokede.html</a></p>                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>廃止届<br/>休止届</p>     | <p>○ 廃止又は休止の日の1月前までに届出を行ってください。<br/> ○ 利用者への適切な措置が取れているか確認する必要がありますので、事前に札幌市へご連絡ください。</p> <p>札幌市ホームページ「廃止・休止・再開の届出(居宅サービス)」<br/> <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k_haishi.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k_haishi.html</a></p> <p>札幌市ホームページ「廃止・休止・再開の届出(地域密着型サービス)」<br/> <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/t_haishi.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/t_haishi.html</a></p> |
| <p>メールアドレス<br/>の変更</p> | <p>○ 登録されているメールアドレスに変更があった場合には、スマート申請により変更手続きを行ってください。<br/> 電子メールアドレスの登録(変更)について<br/> <a href="https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/testmail.html">https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/testmail.html</a></p>                                                                                                                                                                                                                        |